

前文

**第1章 目的と条例の位置づけ**  
 第1条 目的  
 第2条 条例の位置づけ 最高規範性

議会・議員の活動原則の概念

第2章 議会および議員の活動原則		
第3条 議会の活動原則 第1項 公平性・透明性・信頼性 第2項 通年議会 第3項 多様な意見の把握 第4項 開かれた議会 第5項 分かりやすい議会	第4条 議員の活動原則 第1項 議員間の自由な討議と言論の尊重 第2項 多様な意見の把握 第3項 町民の福祉向上 第4項 政策立案・提言 第5項 自らの議会活動の情報提供	第5条 議員政治倫理 第1項 政治倫理の向上 第2項 議員政治倫理 第6条 会派 第1項 会派の結成 第2項 同一理念の活動

活動原則に基づく活動内容

**第3章 議会運営**

第7条 議会運営の原則
第8条 委員会活動
第9条 自由討議
第10条 政策討議
第11条 調査活動
第12条 政務調査費

議会を支える体制

**第4章 町民と議会との関係**

第13条 会議の原則公開
第14条 情報公開
第15条 意見交換の機会
第16条 請願と陳情
第17条 意見提案手続

**第5章 議会と町長との関係**

第18条 町長等との関係
第1項 一般質問の形式
第2項 執行者の反問権
第19条 町長等の政策形成過程の説明
第1項 政策等の背景
第2項 他の自治体の類似する政策との比較
第3項 総合計画等における根拠・位置づけ
第4項 実施にかかる費用及び財源
第5項 政策等の効果
第6項 町民参加の有無とその内容

議会改革と条例の検証

**第6章 議会の体制整備**

第20条 議員の研修
第21条 事務局の機能充実
第22条 図書資料の充実
第23条 予算の確保

**第7章 補則**

第24条 条例の見直し
-------------